

Q1 私は、小学校教員をしています。所有している免許状は2種免許状です。2種免許状所有者は、必ず1種免許状にしないといけないのでしょうか？

(A) 2種（1種）免許状所持者が同校種・同教科の1種（専修）免許状を取得すること（＝上級免許状を取得すること）を「上進」といいます。上進については、必ずしなければならないものではありませんが、免許法上では「努力義務」が課せられています。また、将来的に校長や教頭（いわゆる管理職）になることを希望する場合、専修免許状または1種免許状が必要となっています。

現職教員の方が上進する場合、当該校種・教科での教員としての実務経験があれば、少ない単位数で上級免許を取得することが可能です（最大で実務年数が12年以上あれば10単位の修得で免許が取れます。）。上進を検討している場合は、単位の取り方等ご相談ください。

Q2 免許を取りたいので、どの単位を修得すればよいか知りたいです。

(A) 免許取得に要する単位等は、経歴や単位の修得状況により変わってきますので、まずは採用試験・免許班まで、電話またはメールによりお問い合わせください。お問い合わせいただいた後、免許取得のための履修相談日を決定し、免許取得の方法を説明します。履修相談については、事前予約を原則としています。予約無くご来庁いただいても対応できませんのでご了承下さい。また、3月及び8月は他業務の都合から、履修相談の対応をお断りさせていただいております。翌年4月からの大学での単位修得を予定されている方は、遅くとも2月中にご連絡をしていただきますようお願いいたします。

なお、過去に大学等で修得した単位の利用を希望している場合は、実際に単位として使えるものかどうかを確認するため、修得済単位がわかる証明書（「学力に関する証明書」）を取り寄せていただくこととなりますのでご了承ください。

Q3 教員としての実務経験があれば、少ない単位数で特別支援学校教諭2種免許状が取得できると聞きました。詳細を教えてください。

(A) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校教諭免許状を取得後、教員として3年以上の良好な実務成績があれば、最低6単位の修得により特別支援学校教諭2種免許状の取得が可能です。

詳細は、直接お問い合わせいただく下記ページを確認してください。
【URL】 <https://www.pref.oita.jp/site/gakkokyoiku/tokubetusien2syu-syutokuhouhou.html>

Q4 教職員検定における実務は、どの学校での勤務分をどのくらいの期間分取ればよいですか？

(A) 原則、直近の勤務における実務の証明を取るようにしてください。
必要な期間は、取得を希望している免許状やその取得方法により異なりますので、詳細についてはお問い合わせください。

※下記は、その一例です。

別表第3により、幼2種免を10単位修得により上進する場合：12年以上

別表第7により、特2種免を6単位修得により取得する場合：3年以上

別表第8により、中学校免許所有者が小2種免を取得する場合：3年以上

特支免許の領域を追加する場合：1年以上

Q5 「身体に関する証明書（第9号様式）」は、学校（園）で受けた定期健康診断の写しではない
けませんか？

- (A) 現職教員の方が受ける定期健康診断の受診から3か月以内のものであれば、当該健康診断
の写しをもって、「身体に関する証明書」に代えることができます。
その場合は、当該診断書を全てコピーし、所属長の原本証明を付したものを提出してくだ
さい。

Q6 私は旧免許状所持者です。現在教員ではないため、免許の更新等はしていませんが、新たに
教員免許状を取得したいと思っています。可能ですか？

- (A) 教員免許状を1つでもお持ちの方が別の教員免許状を取得しようとする場合は、現に所有
する免許状が有効な状態であることが必要です。よって、事例の場合、まずは所有する免許
状について「休眠回復」をしていただくこととなります。回復完了後、新たに取得を希望す
る免許の申請を行ってください。

Q7 教職課程のある大学に在学中に教員免許取得のために必要な単位は全て修得していますが、
大学卒業時に教員免許の申請はしていませんでした。今からでも免許を取得することはでき
ますか？

- (A) 在学中に適用されていた免許法により、免許申請に必要な単位を全て修得済みであれば、
その単位をもって免許申請をすることは可能です。ただし、所要資格を得てから（例：別表
第1の場合は、必要な学位の取得及び免許申請に必要な全単位の修得（施行規則第66条の
6による科目の単位は除く。）から）10年経過している場合は、免許状更新講習を30時
間受講した後でなければ、その免許の申請及び授与はできません（ただし、旧免許状所持者
の場合は除きます。）。
なお、当時修得済みの単位に不足があった場合は、現在の適用法律（「新法」といいま
す。）に読み替えた上で、不足分の単位を追加修得する必要がありますのでご注意ください。